

(別紙5)

中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担当 医師名	
医療機関名	期 間	症 例 数	備 考
〇〇 病院	年月日 ~ 年月日		
〇〇 病院	~		
〇〇 病院	~		
〇〇 病院	年月日 ~ 年月日		
〇〇 病院	~		
〇〇 病院	~		
〇〇 病院	~		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記入要領)

- 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 「主たる担当医師名」欄には、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 症例数を記入する欄には個々の症例を直近時から遡って記載し、調査票の記入欄を満たす範囲で症例数を計上すれば足りること。

ただし、既定の症例数（中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上）について、患者性別、年齢、期間等の一覧を別途添付すること。

- 中心静脈栄養法の症例数のうち、在宅中心静脈栄養法については（ ）内に再掲すること。
 - 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。
 - 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが10日間以上のものを症例として計上すること。

なお、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、同一日ないし翌日に再挿入した場合は1回とみなし、複数の症例として計上しないこと。

様式第2号その2（第3条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
標ぼうしている診療科目※		
担当しようとする自立支援医療の種類		
主として担当する医師の氏名		
主として担当する医師の経歴		（別紙）
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定（変更）をされたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>		

注 標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

（記入要領）

- 1 「医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 （別紙）経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。（例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。）
 - (3) 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数及び延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合にあつては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。（例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延〇時間勤務）等）

(別紙)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	④	生年月日	
現 住 所					
年 月 日	任 免 事 項				

様式第3号その1(第3条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書
(薬局)

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
担当しようとする自立支援医療の種類				
薬 剤 師 の 氏 名		経 歴	(別紙1)	
調剤のために必要な設備及び施設の概要		(別紙2)		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定(変更)をされたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>				

注 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(別紙1)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	
現 住 所					
最 終 学 歴					
主 なる 職 歴					

(別紙2)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
主なる設備	品 目	品 目	

(備考) 1 薬局の見取図を添付すること。

2 主なる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

様式第3号その2(第3条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定(変更)申請書
(薬局)

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
担当しようとする自立支援医療の種類				
薬 剤 師 の 氏 名		経 歴	(別紙)	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定(変更)をされたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>				

(別紙)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	④	生年月日	
現 住 所					
最 終 学 歴					
主 な る 職 歴					

様式第4号その1(第3条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者・ 指定居宅サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 の 定 数	(別紙)
担当しようとする 自立支援医療の種類		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定(変更)をされたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 所在地 名 称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>		

注 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定
老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4
項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考）職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第4号その2(第3条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定(変更)申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者・ 指定居宅サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 の 定 数	(別紙)
担当しようとする 自立支援医療の種類		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定(変更)をされたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 所在地 名 称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>		

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定
老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4
項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考）職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第5号その1(第4条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書
(病院又は診療所)

		新	旧
開設者	住所		
	氏名又は名称		
医療機関	住所		
	名称		
主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴(※)			
自立支援医療を行うための入院設備の定員			
標ぼうしている診療科目			
担当している医療の種類			
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
<p>上記変更事項について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>			

注 経歴については、新しい医師又は歯科医師のみについて様式第2号その1の別紙1により提出すること。

様式第5号その2（第4条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（病院又は診療所）

		新	旧
開設者	住所		
	氏名又は 名称		
医療機関	住所		
	名称		
主として担当する医師 の氏名及び経歴（※）			
標ぼうしている診療科目			
担当している医療の種類			
変更年月日		年	月 日
変更の理由			
<p>上記変更事項について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>			

注 経歴については、新しい医師のみについて様式第2号その2の別紙により提出すること。

様式第6号その1(第4条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書
(薬局)

		新	旧
開設者	住所		
	氏名又は 名称		
薬局	住所		
	名称		
薬剤師の氏名 及び経歴(※)			
担当している自立支援 医療の種類			
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
<p>上記変更事項について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>			

注 経歴については、新しい薬剤師のみについて様式第3号その1の別紙1により提出すること。

様式第6号その2（第4条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（薬局）

		新	旧
開設者	住所		
	氏名又は 名称		
薬局	住所		
	名称		
薬剤師の氏名 及び経歴（※）			
担当している自立支援 医療の種類			
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
<p>上記変更事項について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又名称 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>			

注 経歴については、新しい薬剤師のみについて様式第3号その2の別紙により提出すること。

様式第7号その1(第4条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書
(指定訪問看護事業者等)

		新	旧
指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者	住所		
	名称		
訪問看護ステーション等の職員の定員			
担当している自立支援医療の種類			
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			

上記変更事項について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により届け出ます。

年 月 日

指定訪問看護事業者

指定居宅サービス事業者

住所

名称

印

佐賀県知事 様

様式第7号その2（第4条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（指定訪問看護事業者等）

		新	旧
指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者	住 所		
	氏名又は名称		
訪問看護ステーション等の職員の定員			
担当している自立支援医療の種類			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 理 由			

上記変更事項について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により届け出ます。

年 月 日

指定訪問看護事業者

指定居宅サービス事業者

住 所

名 称

印

佐賀県知事 様

様式第8号(第5条関係)

障害福祉サービス事業 開始
変更 届

開始・変更 しようとする 事業	種 類	
	提供する便宜等 の内容	
経営者 (法人)	氏 名(名称)	
	住 所 (事務所の所在地)	
基 本 約 款	別 添 1	
職員の職種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人
		人
		人
合 計		人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	別 添 2	
事業を行おうと する区域		
短期入所事業の 用に供する施設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所定員	
事業開始の予定年月日	年 月 日	
<p>1 上記のとおり障害福祉サービス事業を開始しますので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所(事務所の所在地) 氏名(名称) 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>		

- 注 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙を添付するか又はこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 記入に際しては、別紙の記入要領によること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（別紙）

障害福祉サービス事業開始・変更届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生ずる部分のみ記入して届け出ること。
- 3 複数の種類の障害福祉サービス事業を開始する場合には、開始届はそれぞれの種類ごとに作成すること。
例）居宅介護事業と行動援護事業を行う場合には、居宅介護事業で1枚、行動援護事業で1枚作成する。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、事業所の長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町の名称を併せて記入すること。
- 8 「短期入所事業の用に供する施設」欄のうち、「入所定員」欄は、短期入所事業についてのみ記入すること。
- 9 届出の法令上の根拠を示す部分では、1又は2のうちいずれか該当する番号を○で囲むこと。
- 10 開始の届出をする際には、この届に障害者自立支援法施行規則第66条第2項に掲げる収支予算書及び事業計画書を添付すること。

様式第9号(第5条関係)

障害福祉サービス事業 廃止 届
休止

廃止・休止予定年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
<p>上記のとおり障害福祉サービス事業を 廃止 しますので、障害者自立支援法第79条第4項の規 休止 定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所(事務所の所在地) 氏名(名称) 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>	

- 注 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、この様式に準じた届を作成すること。
- 2 標題の届出名のうち、廃止・休止のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 複数の種類の障害福祉サービス事業を廃止又は休止する場合には、廃止又は休止届はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十二号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和三十七年佐賀県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀県福祉事務所設置条例（昭和二十六年佐賀県条例第四十九号）に定める福祉事務所」を「佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成十七年条例第七十七号）に定める保健福祉事務所」に改める。

第三条の見出し中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業」に改め、同条第一項中「知的障害者居宅生活事業等開始・変更届出」を「知的障害者相談支援事業開始・変更届」に改め、同条第二項中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止・休止届」を「知的障害者相談支援事業廃止・休止届」に改める。

様式第一号中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業」に、

開始・変更しようとする事業	種類	提供する便宜等の内容

を

提供する便宜等の内容

に、

短期入所事業の用に供する施設	名称	種類	所在地	入所定員

を

事業の用に供する施設	名称	所在地

に改

め、同様式の別紙を次のように改める。

（別紙）

知的障害者相談支援事業開始・変更届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生ずる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、事業所の長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。
- 6 「事業を行おうとする区域」欄には、市町の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町の名称を併せて記入すること。
- 7 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 8 開始の届出をする際には、この届に知的障害者福祉法施行規則第41条第2項に掲げる書類を添付すること。

様式第二号中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業」に改め、同様式の注中3を削り、4を3とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)に定める福祉事務所」を「佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年条例第七十七号)に定める保健福祉事務所」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第十七条及び第十八条中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業等」に改める。

様式第十五号その一から様式第十六号までを次のように改める。

様式第15号及び様式第16号 削除

様式第十七号中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業等」に改める。

名称	名称
種類	種類
所在地	所在地

を

施設	入所定員	
事業開始の予定年月日	事業開始の予定年月日	

事業開始の予定年月日 年 月 日

改め、同様式の別紙中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業等」に改め、同様式の別紙の3中「例」身体障害者居宅介護等事業と身体障害者ブライナーピア事業を行う場合には、身体障害者居宅介護等事業で1枚、身体障害者ブライナーピア事業で1枚を作成する。」を削り、同様式の別紙中9を削り、10を9とし、11を10とする。

様式第十八号中「居宅生活支援事業等」を「相談支援事業等」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百三十五号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準(昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本文中「育成医療又は」を削る。
表三中「育成医療及び」を削る。

育成医療(入院)療育の給付	育成医療(入院)	療育の給付
徴収基準月額	加算基準月額	徴収基準月額
徴収基準月額	加算基準月額	徴収基準月額
徴収基準月額	加算基準月額	徴収基準月額

円	0	円	0	円	0	円	0
2,200	220	1,100	110	2,200	220	2,200	220
4,500	450	2,250	230	4,500	450	4,500	450
5,800	580	2,900	290	5,800	580	5,800	580
6,900	690	3,450	350	6,900	690	6,900	690
7,600	760	3,800	380	7,600	760	7,600	760
8,500	850	4,250	430	8,500	850	8,500	850
9,400	940	4,700	470	9,400	940	9,400	940
11,000	1,100	5,500	550	11,000	1,100	11,000	1,100
12,500	1,250	6,250	630	12,500	1,250	12,500	1,250
16,200	1,620	8,100	810	16,200	1,620	16,200	1,620
18,700	1,870	9,350	940	18,700	1,870	18,700	1,870
23,100	2,310	11,550	1,160	23,100	2,310	23,100	2,310
27,500	2,750	13,750	1,380	27,500	2,750	27,500	2,750
35,700	3,570	17,850	1,790	35,700	3,570	35,700	3,570
44,000	4,400	22,000	2,200	44,000	4,400	44,000	4,400
52,300	5,230	26,150	2,620	52,300	5,230	52,300	5,230
80,700	8,070	40,350	4,040	80,700	8,070	80,700	8,070
85,000	8,500	42,500	4,250	85,000	8,500	85,000	8,500
102,900	10,290	51,450	5,150	102,900	10,290	102,900	10,290
122,500	12,250	61,250	6,130	122,500	12,250	122,500	12,250
143,800	14,380	71,900	7,190	143,800	14,380	143,800	14,380
全額	左の徴収基準月額額の10%。	全額	左の徴収基準月額額の10%。	全額	左の徴収基準月額額の10%。	全額	左の徴収基準月額額の10%。
ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

改める。

を

円	0	円	0
2,200	220	2,200	220
4,500	450	4,500	450
5,800	580	5,800	580
6,900	690	6,900	690
7,600	760	7,600	760
8,500	850	8,500	850
9,400	940	9,400	940
11,000	1,100	11,000	1,100
12,500	1,250	12,500	1,250
16,200	1,620	16,200	1,620
18,700	1,870	18,700	1,870
23,100	2,310	23,100	2,310
27,500	2,750	27,500	2,750
35,700	3,570	35,700	3,570
44,000	4,400	44,000	4,400
52,300	5,230	52,300	5,230
80,700	8,070	80,700	8,070
85,000	8,500	85,000	8,500
102,900	10,290	102,900	10,290
122,500	12,250	122,500	12,250
143,800	14,380	143,800	14,380
全額	左の徴収基準月額額の10%。	全額	左の徴収基準月額額の10%。
ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

に

●佐賀県告示第二百三十六号

佐賀県環境衛生監視員設置規程(平成七年佐賀県告示第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第三百三十五条に規定する国立保健医療科学院において環境衛生に関するコースの課程又はこれに相当する課程を修了した者

第三条第二項中「各保健所」を「各保健福祉事務所」に、「保健所に」を「保健福祉事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第五号

健康福祉本部 各保健福祉事務所 各保健所

保健福祉事務所処務規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

保健福祉事務所処務規程

(目的)

第一条 この規程は、保健福祉事務所及び保健所の処務に関し、必要な事項を

改める。

定めることを目的とする。

(保健福祉事務所の専決事項)

第二条 保健福祉事務所長(以下この条において「所長」という。)は、次に掲げる事項を専決処理することができる。

- 一 職員の事務分掌に関する事。
- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関する事。
- 四 職員の週休日の振替に関する事。
- 五 職員の休日の代休日の指定に関する事。
- 六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事。
- 七 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報情報の開示の決定等に関する事。
- 八 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十三条に規定する被服、寝具その他生活必需品の備蓄に関する事。
- 九 地域保健福祉協議会の開催に関する事。
- 十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五条第二項の規定による報告の徴収及び物件の提出に関する事。
- 十一 医療法第七条第一項の規定による診療所又は助産所の開設の許可及び同条第二項の規定による病床数等の変更の許可に関する事。
- 十二 医療法第八条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理に関する事。
- 十三 医療法第八条の二第二項の規定による病院、診療所又は助産所の休止

及び再開の届出の受理に関する事。

十四 医療法第九条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出並びに同条第二項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の死亡及び失その届出の受理に関する事。

十五 医療法第十二条第一項ただし書の規定による開設者以外の者の病院、診療所又は助産所の管理の許可及び同条第二項の規定による医師、歯科医師又は助産師が二以上の病院、診療所又は助産所を管理する場合の許可に関する事。

十六 医療法第十六条ただし書の規定による医師が宿直しないことの許可に関する事。

十七 医療法第十八条ただし書の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可に関する事。

十八 医療法第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

十九 医療法第二十七条の規定による病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の構造設備の検査及び使用許可に関する事。

二十 医療法第五十一条第一項の規定による医療法人の決算の届出の受理に関する事。

二十一 医療法第六十八条において準用する民法第五十七条の規定による特別代理人の選任に関する事。

二十二 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出、同条第二項の規定による診療所の病床数の変更の届出及び同条第三項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更の届出の受理に関する事。

二十三 医療法施行令第四条の二の規定による病院、診療所又は助産所の開設の届出及び同条第二項の規定による病院、診療所又は助産所の開設届出